

# インターネットを通じて 情報を発信する

Web ページやブログ、ツイッターなど、インターネットで誰にでも簡単に情報が発信できるようになったが、その情報の中には他人の写真や作品（著作物）などが無断で掲載されているものも少なくない。情報を発信する際のルールとして、著作権についても指導しておきたい事例である。これは「段階的指導モデル」における「B」「C」に該当する事例である。

## 5分の指導でモチベーションが高まる



### 「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- インターネットを通して、他人の著作物を無断で公開すると著作権の違法行為になることを理解させる。
- 同様に、他人の著作物を改変して無断で公開することも違法行為になることを理解させる。
- 情報発信するときには、個人情報や肖像権、著作権に関してその扱いに注意を促す。
- どうしても他人の著作物を利用したい場合には、著作者の了解をとるか、「引用」のルールに従って利用する方法があることを紹介する。

### 他の教科への応用例

- 総合的な学習の時間、国語、学級活動で Web ページを作成し、情報発信する場合

## 段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



### こうして押さえよう！ まとめの一言

- choice ①** 「自分の Web ページやブログに, アニメのキャラクターや芸能人の写真, アーティストの詩など, 他人の著作物を無断で掲載すると著作権違反になります。」
- choice ②** 「他人の著作物を改変して載せても違法行為になります。」
- choice ③** 「Web で情報発信する場合は肖像権や個人情報と合わせて, 著作権にも注意しましょう。」
- choice ④** 「どうしても他人の著作物を利用したい場合は, 著作者の了解をとるか引用のルールに従って利用する方法もあります。」

### こんな風に語りかけたい！ 具体的な展開例

- 「インターネットを通じて情報を発信する」というテーマを扱う場合, 個人情報や肖像権などとあわせて, 著作権に関しても扱って注意を促す。  
時間があれば, 著作権を含め情報発信に関して様々な問題を含んでいるダミーの Web ページやブログを事前に作成しておき, 生徒に考えさせる。  
次のようなダミーのどの部分に問題を含んでいるのか見つけさせ, どのように対処すればいいのかなどを話し合わせる。
  - ・他人の著作物 (アニメのキャラクター, 芸能人の顔写真, アーティストの詩など) を載せた Web ページ
  - ・自分の個人情報 (自分の顔写真など) を載せている Web ページ
  - ・他人の個人情報を載せている Web ページ
  - ・友だちのうわさ話を載せている Web ページ
  - ・受けねらいのデマ情報を載せている Web ページ
- また, どうしても他人の著作物を利用したいときには, 著作者の了解をとるか, 引用のルールに従って利用するという方法も紹介する。



### この事例の実践に参考となる教材・資料

(社) 著作権情報センター 「はじめての著作権講座」

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime.html>

文化庁 「著作権なるほど質問箱」 (「改変」で検索)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>



インターネットで情報を発信する

ワークサンプル

- 肖像権, 個人情報に注意  
同時に, 著作権にも注意
- どうしても使いたい場合
  - ・ 了解をとる → その方法
  - ・ 引用する → そのルール